

《参考資料》 行財政集中改革計画（平成18年3月、P12～13）

民間委託等の推進

- 1 公の施設等

1 趣旨

施設設置後の社会情勢の変化に伴い、時代に即応した見直しが求められていることから、設置の意義を含め、そのあり方を抜本的に見直すとともに、市民の視点に立ったサービス改善に取り組みます。

公の施設以外の施設についても、同様の見直しを行ないます。

2 平成16年度末の状況

(1) 公の施設の管理形態別施設数

	指定管理者 導入済	管理委託	直 営 (業務委託)	計
レクリエーション・スポーツ施設	0	43	106	149
産業振興施設	0	5	16	21
基 盤 施 設	0	320	1,342	1,662
文 教 施 設	1	24	99	124
医療社会福祉施設	34	9	154	197
そ の 他 の 施 設	8	184	11	203
計	43	585	1,728	2,356

道路、河川、小中学校を除く

(2) 公の施設以外の施設の管理形態別施設数

直 営 (業務委託・全部)	直 営 (業務委託・一部)	計
5	27	32

本市が設置する施設で、公の施設、庁舎（本庁、区役所・支所等）、事務所（環境事業所、保健所等）を除く

3 基本方針

(1) 公の施設

ア 指定管理者制度の導入・検証

- ・管理委託施設については、平成 18 年度当初までに指定管理者制度の導入を着実に進めます。
- ・指定管理者制度導入によるコスト削減や市民サービス向上の成果について検証し、公の施設の設置目的達成に努めます。

イ 施設のあり方の抜本的な見直し（平成18年度から実施）

外部の有識者も交えて、以下の検討を進めます。

- (ア) 指定管理者制度を導入した施設、直営施設について、市が引き続き施設によるサービスを提供する必要があるかどうか、公的関与の必要性を検証します。

《見直しの視点（例）》

- ・設置の意義が薄れた施設、民間と競合する施設、老朽化が著しい施設、利用率が低い施設、近隣に設置目的や施設内容が類似した施設がある施設については、廃止、民営化、転用、統合を検討

- (イ) 公的関与の必要性を検証した結果、存続する施設については、運営改善を推進します。

《見直しの視点（例）》

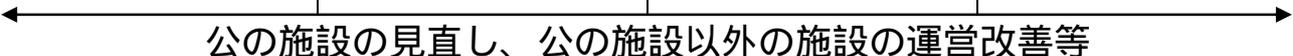
- ・管理運営体制 { 指定管理者制度の導入・継続、業務委託の拡大、複合施設、近隣施設の管理統合
- ・利用率向上、収支改善、市民サービス向上策
- ・施設のライフサイクルコストの縮減策

(2) 公の施設以外の施設

市が引き続き施設によるサービスを提供する必要があるかどうか、公的関与の必要性を検証し、廃止、民営化、転用、統合等を検討します。法律により設置が義務づけられている施設については、運営改善を推進します。

《参考資料》第3次行財政改革計画（平成19年3月、P18）

取り組む内容	説明
<p>4-4 公の施設等の見直し</p>	<p><趣旨> 厳しい財政状況や施設設置後の社会情勢の変化を踏まえ、市が引き続き施設によるサービスを提供する必要性や、管理運営体制などについて検討し、施設の見直しをすすめます。</p> <p><具体的な取り組み> ア 公の施設の見直し 「名古屋市公の施設のあり方研究会」の意見や行政評価の結果などを踏まえ、廃止、民営化などの施設のあり方や、指定管理者制度の導入などの管理運営体制のあり方について見直しを行うとともに、コスト縮減、利用率の向上、サービスの改善に取り組むことにより効率的・効果的な施設運営を推進</p> <p>イ 公の施設以外の施設の運営改善等 行政評価の結果などを踏まえ、個々の施設の運営改善を推進するとともに、今後のあり方について検討</p>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
 <p>公の施設の見直し、公の施設以外の施設の運営改善等</p>			

《参考資料》新財政健全化計画（平成19年3月、P23）

公の施設のあり方研究会の意見などを踏まえた施設の見直し

公の施設については、指定管理者制度の導入や民間委託の推進などを進めてきました。今後は、市が引き続き施設によるサービスを提供する必要性や、管理運営体制などについて検討し、施設の見直しを進めます。

- ・ 公の施設については、「公の施設のあり方研究会」の意見や行政評価の結果などを踏まえ、廃止、民営化などの施設のあり方や、指定管理者制度の導入などの管理運営体制のあり方について見直しを行います。
- ・ さらに、市が引き続きサービスを提供することとした施設であっても、「低コストで良質なサービスを提供する」という視点から、コスト縮減、利用率の向上、サービスの改善に取り組むことにより、効率的・効果的な施設運営を推進します。
- ・ また、公の施設以外の施設についても、行政評価の結果などを踏まえ、個々の施設の運営改善を推進するとともに、今後のあり方についても検討します。
- ・ 指定管理者との協定状況などを勘案したうえで、すべての施設を対象に、施設運営に係る経費全体の圧縮を図ります。

指定管理者制度

指定管理者とは、地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために指定する法人その他の団体のことです。指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法改正により導入された制度で、市の出資法人のほかに民間事業者を含めた多様な団体が公の施設を管理運営することを可能とすることで、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減等を図ることを目的としています。

《参考資料》 公の施設のあり方に関する報告書（平成19年3月、概要版）

報告書編集 名古屋市公の施設のあり方研究会
報告書提出 3月27日（火）
研究会の構成 石原俊彦氏（委員長、関西学院大学教授）
 始め外部有識者5名
研究会等の開催 研究会7回、現地視察、局ヒアリング6日

名古屋市では市民福祉の増進を目的に、多種多様な公の施設を管理運営している。

いずれの公の施設も、その時代背景や住民要望などに基づき、市が整備し、運営してきたものである。

研究会としても、これら公の施設の成り立ちを十分に認識したうえで、検討を進めた。

公の施設の成り立ち

設置されるにいたった経緯	
1	法律等により、市に設置が義務づけられた施設
2	市民に必要な生活環境水準を保障するための施設
3	市民の生活を豊かにするための施設
4	市の個性・特色・魅力を創造・発信するための施設

研究対象施設

性 質		施 設 数
1	レクリエーション・スポーツ施設	1 4 7
2	産業振興施設	1 9
3	基盤施設（都市公園 1,350 含む）	1, 6 8 1
4	文教施設	1 2 4
5	医療・社会福祉施設	1 9 5
6	その他の施設	2 1 4
計		2, 3 8 0

公の施設を取り巻く状況の変化と課題

- ▶ 厳しい財政状況
- ▶ 市民ニーズの変化
- ▶ 官民の役割の変化

点検プロセス

「公的関与の必要性」の視点から、個別の公の施設の必要性や管理形態のあり方を、できる限り客観的に再点検するためのプロセスを提案する。

設置の背景・施設の現状を把握



点 検

施設の必要性を点検する

➤ プロセス 1 公共性

現在でも当初期待された役割を果たしているか



➤ プロセス 2 有効性

施設は有効に機能しているか



管理形態のあり方を点検する

➤ プロセス 3 代替性

行政でしかできないサービスか



引き続き存続する施設

運営改善の方策を検討

- 改築時にはPFIの検討
- アセットマネジメントシステムの導入
- 費用対効果の高い省エネ対策事業の推進
- 組織体制のあり方検討
- ニーズの把握とサービス改善
- 施設の有効利用
- 職員の意識改革

留意点

- ◆ 見直しの際には、利用者等への説明責任に配慮
- ◆ 民間活用における事業の継続性や安全性、公平性、サービス水準の維持
- ◆ 職員の退職状況、施設の老朽化の度合いに応じた見直し時期の検討など